平成２３年（フ）第２８０号
北海道旭川市豊岡４条３丁目１番３号　佐藤マンション202号
債務者　河邉　勝樹
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４６２号
大阪府東大阪市友井５丁目４番31号ベルハイム友井206、住民票上の住所堺市南区原山台５丁１番６―105号
債務者　宮脇　　優
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０４１号
大阪府東大阪市吉原１丁目11番55号　105号
債務者　小寺　貴子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６５４号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1819番地
債務者　門馬　裕三
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６９８号
横浜市南区高根町３丁目17番地４　サンコート大通公園301号
債務者　張　　榮灼
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８１３号
横浜市瀬谷区南台２丁目４番地１　南台ハイツＢ30棟105号
債務者　荒川　　操
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８７８号
横浜市港北区日吉本町２丁目21番９号　美好荘203
債務者　正木　寿明
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８７９号
横浜市港北区日吉本町２丁目21番９号　美好荘203
債務者　正木　絹子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８８８号
横浜市鶴見区下野谷町１丁目１番地１　小野宮ニックハイム鶴見第五　305
債務者　上田八重子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９６５号
横浜市中区北方町２丁目96番地　浜吉荘２Ｆ
債務者　山田　秀貴
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９６７号
横浜市南区井土ケ谷下町215番地１　井土ケ谷東団地２号棟1416号室
債務者　志村　善一
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９７０号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン５―６号棟608号
債務者　片倉　正博
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９９０号
横浜市磯子区杉田４丁目14番Ｄ―303号
債務者　堀井恵美子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６２号
北海道旭川市東６条１丁目２番20号　イースト６．１―205号室
債務者　酒井　良郎
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３７号
熊本県玉名郡和水町板楠2957番地４
破産者　上原　里花
1　破産債権の届出期間　平成23年８月18日まで
2　一般調査期日　平成23年10月３日午前11時
平成23年７月28日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第３９９７号
大阪市住之江区西住之江２丁目２番12号　シダーコートＢ―６
破産者　保田　淑惠（旧姓梶原）
1　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
2　一般調査期日　平成23年９月26日午後４時
平成23年７月27日
大阪地方裁判所第６民事部